新春特集2016　埼玉司法書士会 山嵜秀美会長に聞く

「あなたの暮らしのすぐそばに」司法書士がお役に立ちます

多岐にわたる業務を展開

司法書士制度の誕生は古く、1872（明治5）年までさかのぼる。以降、司法書士は裁判事務や登記手続を中心にその歴史を刻んできたが、ここ数年で登記以外にも成年後見や簡裁訴訟代理など、プロフェッショナルとしてますますその役割と存在を高めてきている。2016年新春を迎え、埼玉司法書士会（さいたま市浦和区、会員849人）の山嵜秀美会長にうかがった。（聞き手　埼玉新聞社社長　小川秀樹）

―昨年5月、埼玉司法書士会会長にご就任されました。おめでとうございます。

ありがとうございます。第14代埼玉司法書士会会長に就任いたしました山嵜秀美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

―埼玉司法書士会では地域との連携の強化に力を入れているとうかがいました。

当会では、行政機関との連携について将来起こりうる災害に備えて、被災者の相談に迅速に対応できるように、市町村との間で災害協定の締結を行っています。昨年の4月から和光市、草加市、越谷市、新座市、熊谷市、吉川市、川口市、春日部市、長瀞町と災害協定を締結することができました。東日本大震災のような大規模災害が発生した際に、市町村の要請を受けて司法書士が被災者の相談に応じることができるよう態勢を構築していきます。

また、ここ最近社会問題として注視されつつある空き家問題について、相談窓口となるほか、どういった取り組みができるか、検討を進めています。空家等対策の推進に関する特別措置法への対応について行政と連携しながら、法律職能として専門性を活かしていきたいと考えています。

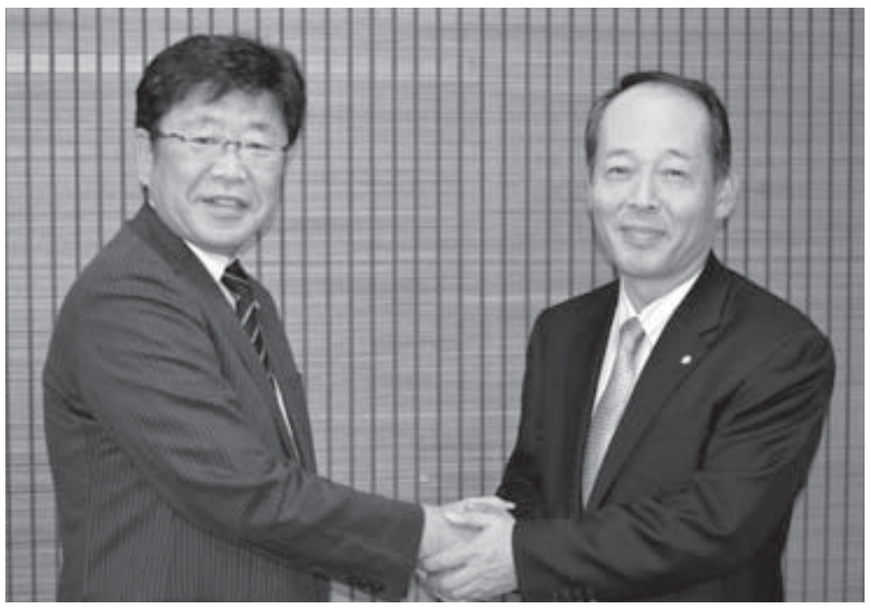

2016年の飛躍を誓いあう山嵜秀美・埼玉司法書士会会長（右）と小川秀樹・埼玉新聞社社長＝さいたま市浦和区の割烹千代田にて対談

埼玉新聞社代表取締役社長　埼玉司法書士会会長

小川秀樹×山嵜秀美

―空き家問題への取り組みについて、具体的にお聞かせください。

高齢化や核家族化、遠隔地への居住、または経済的な事情などによる空き家が目立つようになってきています。適切な管理が行われていない空き家が増え、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。県内では所沢市をはじめ一部の自治体が国に先行して空き家条例を制定してきました。そして、今般、国が法律を制定した流れがありました。司法書士は以前から、相続手続や売買、成年後見制度を通じて空き家問題にかかわってきました。特に成年後見においては、施設等に入所された高齢者の自宅の管理ができないことがきっかけとなって、司法書士が成年後見人に就任するケースもあります。また、市町村に空き家の相談窓口も整備されつつあります。当会としては、今後も行政の窓口では対応しきれない専門的な相談の窓口として機能できるよう県内に15ある支部と連携しながらきめ細やかに対応していきたいと考えております。

―東日本大震災の復興支援も継続して行っているそうですね。

日本司法書士会連合会統合災害対策本部の岩手県災害対策実施本部が運営する陸前高田相談センター復興支援事務所に、毎月1回、土曜・日曜に埼玉司法書士会からも相談員を派遣して仮設住宅の巡回相談を行っています。私も昨年、相談員のひとりとして陸前高田を訪問しました。相続登記が済んでおらず被災した土地の買取りができないといった問題が、復興事業の進展を一部妨げている背景もあります。登記の専門家である司法書士が、積極的に被災地へ訪れ、復興の推進に協力する必要があると考えていますので相談を継続していきます。

―相続登記未了による問題について、具体的に教えてください。

「相続登記」とは、土地や建物といった不動産を所有していた人が亡くなった場合に、その相続人である配偶者や子へ登記の名義を変更する手続です。相続登記自体は、いつまでにしなければならないという制限はありませんが、相続人自身が登記申請を行わなければ、亡くなった方の名義のまま、いつまでも放置されてしまうことになります。登記されている所有者と実際の所有者との不一致が生じた状態では、例えば不動産を売却したり、ローンを利用して建物を建て替えたいといったときに、手続ができないという事態に陥ってしまいます。亡くなった直後であれば、相続人同士の顔が見えて和気あいあいに話し合いができたはずの相続も、年数が経過することにより、数代にわたる相続や行方不明や認知症等で意思表示ができない相続人が現れる可能性もあり、分割協議がスムーズにできないことが起こり得ます。もし相続登記が必要になったら手続を放置したりあきらめたりせずに、まずは登記の専門家である私たち司法書士にご相談ください。必ずやお役に立てると思います。

―司法書士は登記業務以外にも成年後見業務や簡易裁判代理業務など幅広く活躍されています。

法務大臣の認定を受けた司法書士には、簡易裁判所が管轄する裁判手続につき、訴訟代理権が与えられていますので、140万円以下の貸金や未払賃金、請負代金、家賃、敷金などの請求訴訟の代理人として業務を行うことができます。

成年後見については、高齢化社会が進み、今後も後見人が必要となる事案が増加していくものと思われる中、専門職後見人の中では、司法書士が家庭裁判所の後見人選任実績が現在、最多となっています。司法書士は職業後見人として、身上監護や財産管理を要する高齢者や障がい者の方々の権利を擁護し、適切な支援をするため業務を行っています。

―社会貢献活動について、貴会で具体的に取り組まれていることがありましたら教えてください。

県内の高等学校に「高校生のための消費者講座」を案内し、ご希望いただいたすべての学校に対して司法書士を講師として派遣しています。この事業は1988（平成10）年からスタートし、これまでに約400校で受講していただきました。高校生の皆さんに社会に出るにあたって最低限知っておくべき契約や「クーリングオフ」といったお金にまつわる法律知識を身につけてもらうことにより、大学生や社会人になったとき、悪質商法や詐欺といった被害に遭うことを回避してもらいたいとの趣旨です。受講を希望される学校関係者の方は、埼玉司法書士会までお気軽にお問い合わせください。

滑川総合高等学校での講座の様子

―最後に、新年の抱負や県民へのメッセージがありましたらお願いいたします。

埼玉司法書士会では、今後も積極的に行政連携や社会貢献活動を行い、司法書士が皆さまのお役に立てるよう努めてまいりますので、多くの県民の皆さまに司法書士を利用していただきたいと考えています。『司法書士倫理』には、司法書士の使命は国民の権利の擁護と公正な社会の実現にあるとあります。県民の皆さまの身の回りの困りごとや悩みごとに対して、お力になれるよう会員が日々研鑽（けんさん）し、様々な問題に取り組んでまいります。当会は相談センターを県内4か所（浦和・熊谷・越谷・所沢）に設置しているほか、出張相談会も随時実施するなど、皆さまにとって利用しやすい方向を模索しながら活動しております。暮らしの身近な困りごとはぜひとも司法書士にご相談ください。「あなたの暮らしのすぐそばに」。司法書士がお役に立ちます。

―本日は、ありがとうございました。

×　×

やまざき　ひでみ

1950（昭和25）年生まれ。草加市出身。早稲田大学理工学部卒。85年司法書士試験合格。86年草加市に個人事務所開業。2001年埼玉司法書士会理事（8期連続）。15年5月同会会長に就任。

「くらしの法律家」司法書士による

無料電話相談

☎通話料は、有料です

048（838）1889　※祝日、年末年始、8月13日～15日を除く。

相談内容	相談日	時間	相談事例
クレジットサラ金	月曜日	午後1時から4時まで	借金の整理、過払金の請求、個人再生、自己破産など
成年後見	火曜日	午後1時から4時まで	判断能力が不十分で、財産管理や契約、遺産分割協議ができなくて困っている。
賃貸トラブル	毎月第1・第3の水曜日	午後6時から8時まで	敷金返還、原状回復、家賃の滞納、土地・建物の明渡しなど
労働トラブル	毎月第2・第4の水曜日	午後6時から8時まで	未払の給料・残業代・退職金の請求、不当解雇、パワハラ・セクハラなど
一般法律少額裁判	木曜日	午後1時から4時まで	消費者被害、クーリングオフ、貸金、損害賠償、交通事故、被告事件、家事事件手続（相続放棄・遺産分割・離婚）など
登記	金曜日	午後1時から4時まで	不動産の名義変更（相続・贈与・売買）、抵当権抹消など会社の設立・役員変更・解散など

司法書士による面談相談

相談無料　**埼玉司法書士会 総合相談センター**

予約電話番号

048-838-7472

浦和総合相談センター（埼玉県庁そば）
さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号 埼玉司法書士会館108号室・106号室

熊谷総合相談センター（熊谷市役所そば）
【会場：熊谷市立商工会館】熊谷市宮町2丁目39番地

越谷総合相談センター（越谷市役所そば）
越谷市越ヶ谷2丁目8番22号 エースビル越ヶ谷2階

所沢総合相談センター（川越駅西口徒歩5分）
【会場：ウェスタ川越】川越市新宿町1丁目17番地17

※詳細はお問合せください。

無料

お知らせ①

「高齢者・障がい者のための成年後見無料相談会・講演会」

■日時　1月31日(日)
講演会　9時30分～10時45分（大宮・熊谷）、11時30分～12時45分（所沢）
※越谷での開催はありません。
相談会　11時～16時（大宮・熊谷・越谷・電話）、13時～16時（所沢）

■面談相談　1組60分（予約制）。1月28日(木)17時までに、埼玉司法書士会【事務局048-863-7861】にお申込みください。

■会場　①大宮ソニックシティ9階903
②熊谷市男女共同参画推進センターハートピア　会議室1
③所沢市民文化センターミューズ　講演会：会議室2号、相談会：第2展示室
④埼玉司法書士会越谷総合相談センター

■電話相談　相談電話 048-872-8055（当日のみ通話可）

無料

お知らせ②

「遺言・相続無料相談会」

～遺言・相続の疑問にお答えします～

■日時　2月27日(土) 10時～16時

■面談相談
1組30分（予約制）。2月25日(木)17時までに、埼玉司法書士会【事務局048-863-7861】にお申込みください。

■会場　①大宮ソニックシティ8階804、805
②熊谷市立商工会館　2階2号室
③ウェスタ川越　第1会議室
④埼玉司法書士会越谷総合相談センター

■電話相談
相談電話 048-872-8055（当日のみ通話可）